

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第32号	
事故等名	貨物船するが丸橋脚損傷	
発生年月日時刻	平成20年9月8日 12時00分ごろ	
発生場所	徳島県今切港加賀須野橋北側橋脚	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月21日 神戸・地方事故調査官が海難報告書を精査し、運航者に電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 貨物船するが丸 297トン 133413 有限会社茂商運	
乗組員等に関する情報	A 船長 五級海技士(航海)	
負傷者	A 負傷者 なし	
損害状況	A 損傷なし 橋脚 防舷材の一部を損傷 標識ポール曲損	
事故等の経過	名古屋港で積載した硫酸500トンを徳島県今切川上流左岸の工場に揚荷したのち、岡山県宇野港に向かうため今切港内を下航中、跳開式可動橋である加賀須野橋の北側橋脚部に船体左舷側が接触し、橋脚防舷材の一部が損傷し、標識ポールが曲損した。気象・海象は平穏であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 船橋当直者が橋脚間を通航する際の操船が適切ではなかったこと
原因	本件橋脚損傷は、船橋当直者が橋脚間を通航する際の操船が適切ではなかったことが関与した可能性が考えられる。	